

# 広報 ましけ

2019  
**12**

NO.1318

増毛町公式ホームページ

<https://www.town.mashike.hokkaido.jp>



今月の表紙 11月19日(火) ましけ町民スクール「ファイターズトークショー」 / 文化センター

増毛町  
応援大使



© H.N.F.



西川遥輝選手

杉浦稔大選手

## 今月の主な内容

- 2~3P … 【特集】北海道日本ハムファイターズ応援大使事業
- 4~8P … お寄せください！『町政へのご意見』の回答
- 9P … 栄誉をたたえて表彰式
- 10~11P … まちの話題  
(認定こども園あつぷる発表会、高齢者叙勲、漁協  
青年部・法人会増毛支部が寄贈 ほか)
- 13P … 除雪業務にご協力ください！ など



## 北海道日本ハムファイターズ応援大使事業 増毛町応援大使の

にしかわはる き すぎうらとしひろ  
西川遥輝選手、杉浦稔大選手が来町

11月19日、北海道日本ハムファイターズ2019増毛町応援大使である西川遥輝選手と杉浦稔大選手が増毛町を訪れました。

お二人は役場を訪問し、堀町長や日本ハムファイターズ増毛町後援会高橋孝二会長らに来町の挨拶をしました。そして、お二人からサインボールとサイン色紙の記念品が堀町長へ手渡されました。堀町長からはお二人の写真が印刷された特製ラベル付きの国稀酒造の日本酒をプレゼントしました。昼食はオーベルジュましけのレストランで増毛産のボタンエビやアワビなどを使用した料理を堪能されました。

昼食後は増毛小学校を訪問。お二人が体育館に登場すると児童らは大興奮し、大きな歓声があがりました。お二人からは「皆さんに会えるのを楽しみに来ました」と挨拶。児童らとの交流会では、児童からお二人への質問コーナーやキャッチボール体験、記念撮影が行われました。質問コーナーでは、野球に関する質問や児童らの将来の夢に対する質問もありましたが、お二人は笑顔で質問に答えてくれました。交流会の最後には、お二人から増毛小学校へサインボールがプレゼントされ、児童らにとって良い思い出となりました。

その後は、国稀酒造で日本酒の製造工程の説明見学や日本酒の飲み比べの試飲を体験していました。



▲記念品を渡す西川選手、杉浦選手



▲増毛小学校での交流（左：キャッチボール、右：ハイタッチ）



## ましけ町民スクールで ファイターズトークショーを開催！

11月19日、文化センターにおいて北海道日本ハムファイターズ2019増毛町応援大使である西川遥輝選手と杉浦稔大選手をお招きし、ましけ町民スクールの第5回講座「ファイターズトークショー」が開催され、町民ら約350名が来場しました。

トークショーでは、少し変わった練習方法やオフシーズンの過ごし方、他の選手の裏話など普段聞くことができない話などもあり、会場は大いに盛り上がりました。

また、選手のサイン入りグッズが当たる大抽選会も行われ、番号が読み上げられると参加者は一喜一憂して楽しみました。

最後に、お二人と来場者による記念撮影を行い「ファイターズトークショー」は終了しました。

増毛町でのお二人による応援大使企画は終了となりますが、これからも増毛町では西川遥輝選手と杉浦稔大選手、そして北海道日本ハムファイターズを応援します。



## 増毛町応援大使 訪問フォトギャラリー



西川遥輝選手・杉浦稔大選手 ありがとう！



# お寄せください！ 『町政へのご意見』の回答



町民の皆様からの増毛町の政策に対するご意見を聞くために7月5日～8月31日までの期間実施しました「お寄せください！『町政へのご意見』」では8名の方からの返信があり、内容としては16件のご意見をいただきました。ご意見をお寄せいただいた皆様ありがとうございました。

今回、お寄せいただいたご意見及び町からの回答について掲載いたします。今後、町では、お寄せいただいたご意見等を参考にして町政を進めていきます。

## 町民課

### ご意見①：ごみの投棄について

週明けなど、ごみの投棄が国道・町道いたる所に多い。市街地ばかりに目を向けず、増毛町全域に目を向けるべきだ。国道だから道道だから町民には関係ない。



#### 【町からの回答】

国道・道道・町道に限らずゴミの投棄がありますが、主に車からのポイ捨てが多いと思っております。広報や防災無線等で周知していますが対策に苦慮しております。自治会の一斉清掃や地先の方・ボランティアの方による道路のごみ拾いには大変感謝しております。これからも国・道・町が連携して全町的に対応して参りますので、不法投棄等がございましたら、役場町民課へご連絡願います。

### ご意見②：プラスチック製容器ごみについて

プラスチック製容器ごみをきれいにし出すよう、再三説明等されていますが、町民に対して「きれいにし出す必要性」を詳しく説明して頂きたいと思います。（どこでどのようにして、何に変わっていくのか？汚れた物がどうして悪いのか？）

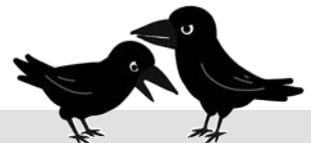


#### 【町からの回答】

増え続けるゴミ問題に対し、ゴミの減量化のため「容器包装リサイクル法」が平成7年に制定されました。分別排出方法については、日本容器包装リサイクル協会において定められた基準に基づき、皆様にご理解ご協力いただいております。プラ製容器は再資源化のため処理工程で圧縮され、「ボール」と呼ばれる「塊」に加工し、道内のリサイクル工場へ搬入します。検査により「汚れたもの」や「異物」等が混入していると、買い取り単価が下がったり、買い取りされないことがあり、結果、収入が減るため町の経費負担が大きくなります。リサイクルされた製品は「パレット」「車止め」「工事等で使用される棒杭」などの土木・建築資材等に生まれ変わります。

### ご意見③：鳥獣駆除について

市街地におけるカラス類（ハシブト。ハシボソ）の駆除の徹底。  
カラス類の営巣期及び孵化後に住民を攻撃する被害で生活に支障あり。



#### 【町からの回答】

カラス対策については、町民が安心して生活できるよう鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に従い、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等許可申請のうえ、従事者証の交付を受け町職員が従事しており、ご連絡いただければ対応しているところです。また、果樹園等にも被害がございますので、猟友会のご協力も得ながら対応して参りたいと考えております。

#### ご意見④：らさんての運営等について

現状の運営は適正であるとは言えない。ボランティアの様な形で協力隊（らさんてサポーター）の力を借りるのも事故が発生した時の責任等の事を考えると最善の選択ではない。職員2人体制で間に合わない日は閉館でも良いと思います。

利用者の立場から見ると10時からの開館より閉館時間を遅らせて欲しい意見を耳にします。長期間の運営を目指して様々な様式を試してもらえればと思います。経費削減を考えるなら入浴券のスタンプは不要だと思います。管理、指導をしてくださる職員の方々については2、3年単位ではなく、もっと長期で滞在できる方を探してもらえたらと思います。



#### 【町からの回答】

「らさんて」のご利用に当たっては、不特定多数の方が利用されることから、ご自身の責務において健康増進のために解放しております。健康運動指導士及びらさんてサポーターは、事故等が発生した場合においては原則、責任は負えません。近隣自治体では、人員を配置していない施設もございます。サポーター制度は今後も長く続けていくためであり、職員2人体制では経費もかかることから、従前のようにできないとの判断のもとであります。

また、今年度から水曜日・祝日も開館したこと、10時からの午前中の利用者が圧倒的に多く20時以降は数名程度の利用となっていたことから、終了時間を繰り上げて午後8時としたものであります。閉館時間を延ばしてほしいのご意見もあることから、本年10月から平日の火曜日及び水曜日の閉館時間を午後9時まで延長し、来年度以降の運営方法を検討して参ります。

入浴スタンプは、オーベルジュまじけの利用促進と本年10月からの健康ポイント等も考慮して実施しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

#### ご意見⑤：らさんてについて

らさんてでの健康づくりですが、遠いため車で行くしかないで、利用している人は限られている。利用者も減っていると聞くので、場所を移動したり、バスの運行も考えられるが、施設が狭いので集中して集まると混雑も予想される。一部の人のための施設としか言えず、不公平感が残る。

#### 【町からの回答】

場所については、機材・電源・各種配線・冷暖房設備等の様々な関係上、移動することは困難であります。バス運行についても、全町各地を定期的に網羅して運行するのは困難ですので、路線バスのご利用のほか、近隣の方をお誘いのうえ、交通手段を確保願いたいと思っております。



#### ご意見⑥：らさんての今後について

いつまでも続けてほしいですが、今後どうなっていくのでしょうか。

#### 【町からの回答】

町民皆様の健康づくりのため、できるだけ長く続けていきたいと考えております。

#### ご意見⑦：ドローンの利用について

ドローンの練習場を作って、全道各地・道外からの訪問を増やす（山の方）。

#### 【町からの回答】

ドローン練習場については、現在のところ考えておりませんのでご理解願います。

## 総務課

### ご意見⑧：昨年の停電対応について

災害が多い、昨今「取りに来て」はないのではないかと、後期高齢者が多い町です。少し考えてほしいものです。

#### 【町からの回答】

ご意見については、多分、おにぎりを各地区へ配るため、会館等へ取りに来ていただいたことだと思います。停電により、固定電話が使えず、食糧を必要としている住民の方を把握できない中、各地区へおにぎりを配るため、各地区の会館等でおにぎりを配りました。

役場から約1,900件の住民の一軒一軒に配って歩くことは不可能ですし、自治会の方に、食糧がなくて困っている方を把握して連絡してもらおう時間的余裕もなかったため、苦肉の策として地区の会館等まで取りに来ていただいたものです。

今後の対策として、自助として、広報等をお願いしております3日間程度の食糧の備蓄や、共助としての自治会（自主防災組織）を中心とした隣近所の助け合いなど、お願いしていただければならないと思っています。役場としましても、公助として、情報伝達手段や応急対応、避難所等での設備、備蓄など順次準備してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。



## 農林水産課

### ご意見⑨：河川関係について

永寿川に魚類遡上の魚道なければ、魚道と産卵床の設置を道へ要望。  
暑寒川右岸堤防に4km程の散策路の設置を国へ要望。  
暑寒川におけるサケに対する害魚駆除釣獲制度の新設を要望。



#### 【町からの回答】

永寿川は北海道管理の河川です。防火用、流雪溝への通水が主な機能であり、生態系を維持するための河川ではなく、魚道及び産卵床の設置は必要ないものと考えます。そのため、増毛町として北海道へ要望はいたしません。

現状は、河川管理敷地に果樹園地が食い込んでいる実態も一部ありますが、暑寒別川は保護河川でもあるので密漁防止と樹園地内へ入り易くすることで果樹の盗難が危惧されるため、散策路の新設は要望いたしません。過去に北海道が道道沿いに整備した「りんご回廊」があるので、適切な維持管理を図り散策路として周知することを優先して参ります。

管内さけ・ます増殖事業協会に確認したところ、暑寒別川では「アメマス」が鮭に対する害魚に該当します。しかし、暑寒別川の固有の魚であり、釣獲すると生態系が崩れます。そのため、駆除の必要性はないと思われます。現状は、鮭稚魚の放流、親魚の捕獲を行っている保護河川として維持管理していくため、釣獲制度の新設はしない方が良く判断いたします。

### ご意見⑩：増毛町基盤整備事業について

増毛町基盤整備事業の完全な岩石除去工事を要望。

再度、石めき作業工事を完全にやってもらいたい。その後に農家が町補助により石めき作業。

石の多い地区では10年～20年かかります。  
土が乾燥するほど能率向上します。

#### 【町からの回答】

現在、基盤整備後の圃場の徐礫を目的に徐礫受託組合を組織し、徐礫機械を導入する動きがあります。機械導入後は、受託組合が各圃場からの要請を受けて各圃場の徐礫作業を行うことで対応いたします。



### ご意見⑩：町所管関係について

森林公園の新設を要望。

リング園内を通るフットパスの設置を要望。

町管理地内に生育している樹木財産管理台帳の整備と樹木名版の設置を要望。



#### 【町からの回答】

現状で道有林内に「溪流の森」があり、町管理用地内には、「暑寒公園」「暑寒沢東公園」「リバーサイドパーク」があります。また、既存施設の将来的な維持管理コストを考えた場合に、新たに森林公園の設置はできないと判断いたします。

既存のフットパスマップがあるので、その有効活用を周知して参ります。

民有林（町有林・私有林）は森林経営計画により、樹木・樹齢・面積等を管理しています。

特に特筆すべき樹木がある場合には、銘板の設置を検討いたします。

## 教育委員会・総務学校課

### ご意見⑪：子育て支援について

子育て支援にお金をかけすぎだと思えます。こども園も無料のようですが、そのため働く意欲が低下し遊び歩く親が多いと聞きます。何でもタダにするのが良い事ではありません。収入に応じて払うべきだと思います。子供のいない世帯には何のメリットも無く、逆に腹立たしく思っている人達がいいます。

#### 【町からの回答】

認定こども園の保育料に係る収入に応じた負担のあり方につきましては、今後の園運営の参考とさせていただきます。

本町における保育料の無償化につきましては、平成30年度から保育所・幼稚園の保育料について、完全無償化を実施し、本年度開設した認定こども園についても、同様の取り扱いとしております。この施策は、平成28年・29年に出生数が激減したことから、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、本年10月から施行となった国における幼児教育・保育の無償化に先がけて実施したものです。

全国的にも多くの自治体で同様の取り組みが行われています。

なお、認定こども園に入園するためには、幼稚園で行われていた幼児教育を受けるための入園を除き、保育の必要性の認定が要件となりますので、家庭において保育が可能な場合には、原則入園出来ないこととなります。



## 福祉厚生課

### ご意見⑫：高齢者福祉等について

高齢者福祉も介護認定を受ける程でもないギリギリの一人暮らしの方々に定期的に訪問し、体や生活に困っている事など相談できる体制を整えて欲しい。誰に相談したら良いかわからず困っている人もいます。孤独死される方も多くなると予想されます。

#### 【町からの回答】

介護保険法の改正により、増毛町においても平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業が開始されました。本事業は、要介護（支援）認定を受けるほどでもない方々のうち、国が示す基本チェックリストによって要支援相当者（総合事業対象者）と判断された方々を対象に、多様な介護予防と日常生活支援サービスを提供するものです。

今後、新たな見守りサービスを検討して参りたいと考えております。

「誰に相談したら良いかわからず困っている」方がありましたら、地区の民生委員・児童委員や役場福祉厚生課にご相談をいただきますようお願いいたします。

### ご意見⑩：高齢者が安心して暮らせるまちづくりについて

人口がどんどん減少する中で若い人達（の町外への流出）を止める働く場所もなく、ただただ子育て世帯への恩恵ばかりで、今それに預かっている子ども達も都会へ出ては帰ることはない。正直言ってムダだと思う。それより高齢者が安心して暮らせる町を目指し全国から注目される町を目指してほしい。

#### 【町からの回答】

少子化が進んでいる我が国において、子育て支援を充実させることは全国的な流れであります。子育て支援が無駄だとは思っておりません。増毛町の子どもたちが町を誇りに持ち、町を愛する心を育てていきたいと考えております。

高齢者福祉につきましては、全国から注目がされなくても高齢者が安心して暮らすことのできる町を目指して参ります。

各世代が安心して暮らせることができるようバランス良く行政を進めて参ります。

## 建設課

### ご意見⑪：除雪について

除雪に入ってくれるのは助かりますが、歩道の方へ投げないでほしいです。歩道が歩けず、車道を歩くことになります。



#### 【町からの回答】

本要望について、位置路線箇所についての詳細が記入されていないので回答に苦慮するところですが、町で行っている町道除雪では歩道への投雪についての指示は行っていません。

町所有機械7台・除雪組合所有機械11台、合計18台にて町道の構造別に除雪機械を割り当て車両通行路面の除雪作業を行っているところです。

除雪作業については、道路路面に降り積もった雪を道路両サイドへ寄せる作業を行い、堆雪量に応じて町内の排雪（トラックに積み込み雪捨て場へ運搬）作業を行っているところです。

除雪機械能力に応じた除雪作業のため、歩道部への推雪量が多くなる場所もあると思いますが、これからも歩行者の安全確保に努め作業を行って参ります。

## 上下水道課

### ご意見⑫：水道水について

増毛町は水道料金が高く、水道水内の塩素量も他の地域より多いという話をよく聞きます。長期間、飲料水として利用することに問題はないのか。料金が今後、ますます高くなるのであれば、どのくらいの負担が考えられるのか伺いたい。

#### 【町からの回答】

まず、塩素についてですが、塩素は水道水を消毒するために入れるもので、世界保健機構（WHO）の飲料水水質ガイドラインでは、残留塩素が1ℓにつき5mg以下であれば、体重60kgの人が1日に2ℓを毎日飲み続けても健康に影響が出ないとされています。

増毛町の水道水の平均濃度は0.5mg/ℓ（平成30年度の増毛浄水場平均値）ですので、毎日飲み続けても健康に影響はありませんので安心してお飲みください。

#### 増毛町の水道水の残留塩素（平成30年度平均）

（単位mg/ℓ）

浄水場別	増毛浄水場	阿分簡水	別苧簡水	岩老簡水	雄冬簡水
残留塩素濃度	0.5	0.4	0.4	0.7	0.5

次に水道料金についてですが、今すぐに改定することは考えておりませんが、将来的に検討しなければならぬ事案であると思います。水道は生活を支える大切なライフラインですので、将来にわたり安心安全な水道水を安定的に供給しなければなりません。

水道料金収入は、毎年人口減少により減収傾向にあり、また水道施設や配水管の老朽化により収支の悪化が予想されます。また、これまでも経費の節減に努めながら、平成26年の消費税改正（5%→8%）、今年10月からの増税時においても水道料金を据え置きしました。こうした厳しい状況の中で料金の増額がどうしても必要になる可能性があります。

もし、料金増額が避けられないと判断した場合でも町民の皆様の理解が得られるよう上げ幅については慎重に検討したいと考えています。

# 栄誉をたたえて表彰式

## ◇令和元年度増毛町表彰式◇

令和元年度増毛町表彰式が11月3日の文化の日にオーベルジュましけで行われました。

今年度は、功労表彰1名、功績表彰1名、勤続表彰4名の計6名が表彰され、堀町長から表彰状や記念品などが手渡されました。受賞された方は以下の通りです。(敬称略)

### 功労表彰

赤島 春樹 (永寿町)

永年に亘り、増毛町消防団副団長のほか、増毛水産加工協同組合理事長など数々の要職を歴任し、町勢の振興に多大な貢献をされました。

### 勤続表彰

[増毛町] 宮津 敏之 (南畠中町)  
宮腰 修 (弁天町)  
佐藤 政良 (畠中北町)  
菅原 京富美 (南畠中町)

### 功績表彰

○自治振興部門

田中 寛信 (舎熊)



## ◇令和元年度増毛町体育協会スポーツ表彰◇

10月4日、文化センターにおいて行われた町体育協会(小坂泰昭会長)主催の令和元年度「体育の日」記念前夜祭の中で、令和元年度体育協会スポーツ表彰が行われました。

受賞された方は以下の通りです。(敬称略く )内は推薦団体)

### スポーツ振興賞

三浦 晶宣 (増毛サッカー連盟)

平成6年から増毛サッカー少年団指導者として団員の指導に携わり、現在まで25年間にわたり、指導者として活躍しています。留萌地区サッカー協会理事及び審判委員として留萌地区でのサッカーの普及及び地域の青少年の育成に寄与しており、現在も指導者として第一線で活躍し、増毛町におけるサッカーの振興と青少年の育成に多大な貢献をしました。

### スポーツ特別賞

増毛町バレーボール少年団 (増毛町バレーボール少年団)

平成30年度のすべての留萌管内大会において、優勝・準優勝という好成績を収め、全道大会にも3度出場しました。特に10月に江別市で開催された「ななかまど杯」では、3位という成績を収めました。



### 会長特別賞

増毛中学校サッカー部 (増毛サッカー連盟)

留萌地方中体連サッカー大会において、49回の開催のなか、令和元年度の優勝をもって大会開催半数を超える通算25回の優勝を成し遂げました。

## 練習の成果を元気に披露

認定こども園あつぷる発表会

10月26日、認定こども園あつぷる発表会が文化センターで開催され、保護者を含むたくさんの観客に、この日のために練習してきたお遊戯や劇、器楽演奏などを緊張しながらも元気いっぱい披露しました。



▲もも組の女の子がかわいい踊りで会場を沸かせました。



▲ぶどう組の男の子が北島三郎のまつりの曲に合わせて格好良く踊りました。

## 漁協青年部が認定こども園あつぷるへDVDプレーヤーを寄贈



11月12日、増毛漁業協同組合青年部（林一了部長）から町立認定こども園あつぷるへDVDプレーヤーが寄贈されました。

寄贈式は町立認定こども園あつぷるで行われ、北島福太郎副部長が「DVDを見ていっぱい学んで立派な大人になってください」と挨拶し、土橋淳生副部長から代表園児へ手渡しました。

同青年部は平成22年から「漁師の力酒」の収益金を利用して、町内小・中学校や少年団などに備品や現金を寄附する取り組みを行っています。

## 小学6年生 木製の小物入れ作りに挑戦！

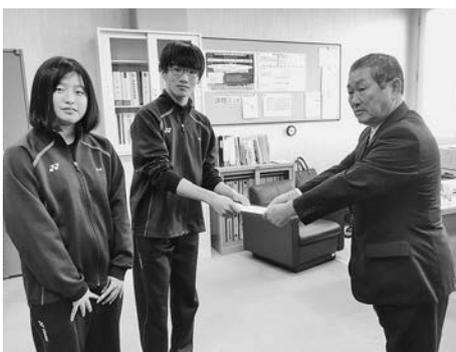
増毛小学校「ものづくり体験教室」

11月5日、増毛小学校で北海道職業能力開発協会の「ものづくりマイスター制度」を活用した「ものづくり体験教室」が開かれ、小学6年生26人が木製の小物入れ作りに挑戦しました。

講師は、増毛総合技能士会からものづくりマイスターの土橋文夫会長と技能士2人が務め、使用する木材についての説明や釘の打ち方など上手に作るコツを丁寧に指導しました。児童たちの中には、打った釘が曲がるなど苦戦する児童もいましたが、講師や友だちに手伝ってもらい、小物入れを完成させました。



## 法人会増毛支部が増毛中学校吹奏楽部へ備品を寄贈



10月21日、留萌地方法人会増毛支部（森竹昌基支部長）から増毛中学校吹奏楽部へパーカッションケースやハードウエアケースなどが寄贈されました。

寄贈式は増毛中学校で行われ、森竹支部長が「吹奏楽の活動でお使いください」と挨拶し、「ありがとうございます。大切に使用させていただきます」と田谷偉一郎副部長、鈴木優理愛副部長がお礼を述べました。

留萌地方法人会増毛支部では、社会貢献事業の一環として、毎年町内で頑張っている団体等へ寄贈を行っています。

## 消防功労で瑞宝単光章 徳光定市さんに高齢者叙勲

徳光定市さんは昭和35年4月に消防団員を拝命。平成9年10月に退団するまで37年の永きにわたり、地域防災の担い手として消防団活動に従事しました。団員からの信頼も厚く、平成2年4月からは分団長として部下の指導監督に当たる傍ら、火災や幾多の災害に出動し、「陸の孤島」と呼ばれた雄冬地区の消防力充実に尽力したことが評価されました。

10月21日には、役場町長室で高齢者叙勲伝達式が行われ、堀町長から勲章と勲記が手渡されました。



## 商工会青年部が巖島神社を清掃

増毛町商工会青年部「絆プロジェクト」



11月3日、町商工会青年部（高島鉄平部長）が青年部活動の一環の「絆プロジェクト」で巖島神社の清掃作業をおこないました。

町商工会青年部は、「絆プロジェクト」として昨年までは町内で活躍している様々な団体に寄付や寄贈を行ってききましたが、今年は巖島神社の清掃を企画。部員7名が約1時間の清掃作業で12袋の枯れ葉やごみを集めました。

小林千秋宮司は「神社を綺麗にさせていただいてありがとうございます。落ち葉拾いは毎年の大変な作業なので助かります」とお礼を述べていました。

## 交通安全・防犯意識を高める

防犯・交通安全高齢者ふれあい交流会

11月6日、高齢者の防犯や交通安全についての意識の高揚を図り、ゲーム等を通じて高齢者相互の交流を深める目的で、増毛町長寿社会対策活動推進協議会（小林翼会長）、増毛町老人クラブ連合会（豊田敏巳会長）共催の令和元年度防犯・交通安全高齢者ふれあい交流会が文化センターで開催されました。

留萌警察署員による交通安全と特殊詐欺についての講話を聞いた後、ゲーム競技で得点を競いました。午後からは、こども園あつぷるの園児によるお遊戯を鑑賞し、全員で健康体操を行い高齢者同士の親睦を深めました。



## 増毛のリンゴを使ってジャム作り

ましけキッズ体験隊「料理教室」



11月11日、町教育委員会主催のましけキッズ体験隊「料理教室（ジャム作り）」が文化センターで開催されました。今回は小学5・6年生の19名が増毛産のリンゴを使ったジャム作りに挑戦。児童たちは、ピーラーや包丁を使ってリンゴの皮を剥いた後、ざく切りにしたリンゴを鍋に入れ、砂糖とレモン汁を加えて10分間煮詰めてジャムを完成させました。

参加した児童らは「思っていたよりも簡単にできました。家でも家族と一緒に作りたい」と感想を述べていました。

# 健康づくり教室

◆◆◆ 12月の各教室は  
下記の日程で行います。◆◆◆



## ◎関節健康トレーニング (☆)

- ・内 容：関節痛などの改善
- ・会 場：保健センター
- ・時 間：10時30分～11時30分
- ・曜 日：火曜日
- ・日にち：12月 10日、17日、24日



## ◎ストレッチヨガ (☆☆)

- ・内 容：ヨガにストレッチ要素を追加
- ・会 場：文化センター
- ・時 間：18時30分～19時30分
- ・曜 日：火曜日
- ・日にち：12月 10日、17日、24日

## ◎リズムエクサ (☆☆☆)

- ・内 容：音楽に合わせてエクササイズ
- ・会 場：文化センター
- ・時 間：18時30分～19時30分
- ・曜 日：木曜日
- ・日にち：12月 5日、12日、19日

※種目名の後ろの☆マークは運動強度を表します。(☆が多いほど“つらい”と感じる)

◇参加は無料で、予約は必要ありませんのでお気軽にご参加ください。

【問合せ先】役場町民課・保険年金係(電話 53-1113)

## 年金相談情報局

### 年金の繰上げ・繰下げ請求制度をご存じですか？

老齢基礎年金の支給開始年齢は原則65歳となっていますが、受給者の希望により60歳から64歳に繰り上げて受給したり、66歳から70歳になる月までの間に繰り下げて受給したりすることもできます。

繰上げ受給をした場合は、繰上げ期間に応じて減額された年金額を一生涯受給することになります。これは、65歳になっても本来の年金額に引き上げされることはなく、付加年金も同様に扱われます。

また、繰下げ請求をした場合には繰下げ期間に応じて増額された年金を受給することとなります。増額率は70歳到達時に上限となり、以降は変わりません。例えば、72歳時点で繰下げ請求を行っても増額率は70歳時点と同様です。

この制度について詳しくは下記までお問合せください。

【問合せ先】留萌年金事務所(電話43-7211)

# 除雪業務にご協力ください!

## ④除雪機械による除排雪について

個人や会社が除雪機械により除排雪する時は、河川（永寿川、錦川等）や道路には投雪しないでください。また、公共施設（縁石、フェンス、側溝、橋欄干等）の損傷には十分注意し、万一、損傷したときは直ちに報告してください。

## ⑤流雪溝の管理運営について

流雪溝を利用される方は、約束事項を守って、事故の無いように使用しましょう。また、気象状況により中止とする場合があります。その場合は防災無線等により、お知らせします。

### 【問合せ先】

国道：留萌開発建設部・第1道路工務課  
 (電話 42-3168)  
 道道：留萌建設管理部・事業室事業課  
 (電話 42-1849)  
 町道：増毛町役場・建設課管理係  
 (電話 53-1115)  
 町道：増毛産業振興協同組合  
 (電話 53-3810)

## ①路上駐車はやめましょう

早朝の除雪時に路上駐車をしている車が数多く見受けられます。吹雪の時は確認が困難であり、追突・接触等により損傷を受ける場合もありますので、路上での終夜駐車は絶対しないでください。また、所用で駐車している場合に除雪車が来たら支障のない場所に移動してください。

## ②道路に雪を捨てないでください

除雪道路内に自宅玄関先や裏小路の雪を捨てている人が多数見受けられます。雪を捨てると道路幅が狭くなり、交通の安全性を害しますので、除雪道路内には捨てず道路外に捨てるようにしてください。

## ③雪捨て場所について

商店・事業所等の個人が排雪する場合の雪捨て場は、暑寒海浜キャンプ場（旧暑寒海水浴場）としておりますので、道路には絶対に投雪せず運搬排雪をお願いします。

また、石・土砂等が混じり、汚染公害を招く廃棄物は捨てないでください。なお、ゴミの不法投棄は法律により罰せられますので絶対に捨てないでください。

共同使用の雪捨て場ですので、皆様のご協力をお願いします。



**短縮路線**は、役場～留萌信用金庫増毛支店と役場～神社下までの2路線で、**12月3日(火)から2月29日(土)までの運転**といたします。



【ロードヒーティング  
 運行期間短縮箇所図】

**12月からロードヒーティングの運転を開始しました**  
 例年、冬季に開始しておりますロードヒーティングを12月3日(火)から運転いたしました。  
 ただし、ロードヒーティング施設の老朽化、融雪機能が随所に低下していることに加え、電気料の経費削減をはかる目的でロードヒーティングの運行期間短縮や休止を図ります。なお、安全確保のため、代替措置としてスリップ防止剤の散布を行います。  
 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。  
 スリップ防止剤を散布いたしますが、通行される方はスピードの出し過ぎ等に十分注意し、安全運転を心がけてください。  
**【問合せ先】役場建設課・管理係**  
 (電話 53-11115)

## 砕石ペット「まくべい」の配布

増毛町では、高齢者の雪道での転倒を防止するために積雪凍結時に自宅前などにまく、500mlペットボトル入り砕石「まくべい」を無償で配布しております。今年度も、増毛町黒岩砕石事業所で製造した「まくべい」を600本配布します。高齢者がいる世帯に「1軒あたり2本」配布いたしますので、希望する方は**福祉厚生課53-3111(内線514、518)までご連絡**ください。

なお、雪が解けた後、道路に残った「まくべい」は、まいた人が掃除するよう御協力願います。



# 12月は 年末諸税特別徴収月間 です

道町民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税の納め忘れはありませんか。

12月は留萌管内統一「滞納整理強化月間」であり、町としては「年末諸税特別徴収月間」とし、催告書の発送や自宅・勤務先を訪問しての催告及び給与・預貯金の差押えを実施します。

多くの方はルールを守り納税されています。まだ、納税されていない方は早急に納税されるか、納税について必ずご連絡ください。

税金は、皆さんの暮らしを支える貴重な財源です。納税へのご理解とご協力をお願いします。

## 『夜間納税窓口開設のお知らせ』

「特別徴収月間」に合わせ、夜間に納税窓口を開設します。お仕事や用事で「日中は忙しい」という方は、この機会に納税及び納税相談にお気軽にご連絡・お越しくください。

※状況により訪問しての徴収も検討しますのでご相談ください。

<開設日時> 12月16日(月)～20日(金)の  
午後5時15分～午後8時00分まで  
<場 所> 増毛町役場 1階 税務課



<問合せ先> 役場税務課 税務係・納税係(電話53-1114)

「令和元年12月25日～31日」

## 歳末火災予防運動

一年の終わりを迎えるにあたり、何かと忙しくなることで火災に対する警戒心が緩みがちになります。各家庭及び事業所等では、火気の使用に十分注意し、次の項目を守り、火災のない安全・安心な一年を迎えられるようにしましょう。

### 【一般家庭での注意点】

- ガスコンロ等の調理器具、暖房器具を安全に使用し、取扱いを確認しましょう。
- 就寝時又は外出時は必ず火の元を確認しましょう。
- 放火を防止するために、燃えやすい物はしっかりと管理し、物置は必ず施錠しましょう。
- 住宅用火災警報器を設置しましょう。

### 【飲食店等の多数出入りする施設での注意点】

- 防火管理を行い、夜間の巡視を実施しましょう。
- 消防用設備等の点検・整備をしましょう。
- 消火作業及び避難時に障害となる物件の除去をしましょう。

### 【休日中の事務所等での注意点】

- 火気管理及び通報体制の整備、部外者の進入防止等、警備体制の確認をしましょう。



増毛町消防本部・予防課(電話53-2175)

## なくそう! 望まない受動喫煙 ~マナーからルールへ~

☆2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。

多数の方が利用する施設(一般の会社や工場、飲食店や遊技場など)が原則屋内禁煙となります。

(2020年4月から)

※類型・場所ごとに所定の要件に適合すれば各種喫煙室(専用室、可能室、加熱式たばこ専用室、目的室)の設置ができます。

※喫煙可能な設備を持った施設には必ず、指定された標識の掲示が義務付けられています。

※20歳未満の方は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、一切、喫煙エリアへは立入禁止となります。



詳細につきましては厚生労働省のホームページを参照いただく他、記載の連絡先までお問い合わせください。

【厚生労働省ホームページ】

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

【問合せ先】

北海道留萌保健所企画総務課(☎0164-42-8326)

## 募 集

### 認定こども園あつぷる の入園児を募集します

令和2年4月からの「認定こども園あつぷる」入園児を募集しますので、次の

「保育の必要性の基準」をご覧の上、希望される方は必要書類を提出願います。

#### ■保育の必要性の基準

- 1号認定（満3歳児以上）主に教育を希望する者
- 2・3号認定

就学前の児童のうち、その保護者のいずれもが次の事由に該当するため、児童の保育を必要とする者

- ①保護者が1日4時間以上かつ、月12日以上就労することが常態の場合
- ②保護者が妊娠又は出産後で間もない場合
- ③保護者が疾病、負傷又は障がい有している場合
- ④保護者が常時、親族の介護・看護をしている場合
- ⑤保護者が災害復旧にあ

たっている場合

⑥保護者が求職活動を継続的に行っている場合

⑦保護者が就学中又は職業訓練中である場合

⑧その他の理由で希望する場合（要相談）

#### ■申込方法

入園申込書、勤務証明書等の必要書類を教育委員会又は認定こども園あつぷるに提出願います。

#### ■募集期間

12月19日（木）～1月24日（金）

#### ■保育料

国の無償化政策及び町が独自に行う保護者負担軽減施策により無料です

#### ■その他

2月下旬に入園説明会を行う予定です。入園予定者に、後日、開催日時をご連絡いたしますので、必ずご出席ください。

#### ■園教育委員会総務学校課

（電話）5312427

## 町立明和園臨時職員

### 【介護員】

#### ■募集人員

養護・特養 複数名

#### ■応募資格

年齢18歳～65歳  
※無資格可、介護福祉士及び介護職員初任者研修修了以上の方歓迎

#### ■勤務時間

- ・早出7時30分～16時00分
- ・遅出9時30分～18時00分
- ・夜勤16時15分～翌日9時15分

#### ※勤務形態

- ①フルタイム職員  
3交替制の勤務
- ②日勤職員  
日勤2交替制の勤務
- ③パート職員  
勤務日数や勤務時間を調整した勤務（応相談）

#### ■賃金

- ①フルタイム・日勤職員  
資格なし
- ②資格なし  
月額136,700円以上
- ③有資格者（初任者研修）  
月額141,800円以上
- ④有資格者（介護福祉士）

月額146,500円以上

#### ②パート職員

- ・時給 920円
- ・日給 7,100円
- 手当  
各種手当あり

#### ■採用期日

採用決定後、速やかに採用（応相談）

#### ■申込方法

左記までお問合せ願います。（郵送可）

申込・問合せ先

増毛町立明和園

（電話）5311601

### 日曜当番医（留萌市）

【12月15日】

西原 賢・泌尿器科

クリニック

（花園町1丁目）

電話 5611678

※右記以外の土日祝日及び夜間診療は、かかりつけの病院へお問い合わせください。

## 道路が凍結する季節になりました！転倒しないように気をつけましょう！

例年、朝晩が冷え込む初冬期の路面凍結で、転倒し怪我をする高齢者が多くいます。

高齢者は、転倒による怪我（骨折等）でその後の生活に支障をきたし、介護認定につながる場合もあります。

いつまでも健康に過ごすためにも、この冬期間の外出にお気を付けてください。



## 町営住宅空家情報

(12月1日現在)

町営住宅に空きがあるため、次のとおり募集します。

### ■住宅所在地

①南暑寒町5丁目

②南暑寒町7丁目

### ■団地名・募集戸数

①南暑寒5丁目団地 5戸

※全て2LDK

②アプル団地 2戸

※全て3LDK

### ■住宅料

①13,900円

②26,800円程度

③19,400円

④30,000円程度

※年間所得により異なります。

### ■資格要件

①町税等の滞納がないこと

②収入基準を超えていないこと(所得が月額158,000円以下)

③連帯保証人がいること

### ■申込方法

役場建設課建築係で申込書を受取り、関係書類を添えてお申込みください。

申込・問合せ先

役場建設課・建築係

(電話 53-1115)

## お知らせ

### 元陣屋まつりを開催します

元陣屋を会場に、クリスマスにちなんだワークショップを開催します。たくさんのご来場をお待ちしております。参加には申込みが必要です。

開催日時

12月15日(日)14時00分～

開催場所

総合交流促進施設元陣屋

対象

小学生・幼児(未就学児は保護者の同伴をお願いいたします)

その他

事前の申込みをお願いいたします。

申込・問合せ先

総合交流促進施設元陣屋

(電話 53-3522)

令和2年

増毛町成人式

開催日時

令和2年1月12日(日)

14時00分～

開催場所

文化センター大ホール

対象者

平成11年4月2日～平成12年4月1日生

内容

大人としての第一歩を記念して式典と祝賀会を開催します。

増毛町に住民登録をされている方には、すでにご案内しておりますが、他の市町村に転出され、出席を希望される方は12月11日(水)までにご連絡ください。

また、成人式の実行委員を募集しておりますので、成人者でお手伝いをしていただける方も12月11日(水)までにご連絡願います。

問合せ先

教育委員会・地域学習課

社会教育係(電話 53-2427)

迎バスを運行します。

運行期間は12月2日から3月30日までの毎週月曜日です。バスの運行時間及び停留所は、11月号広報の折込チラシをご覧ください。

園役場福祉厚生課・民生係

(電話 53-3111)

内線514-518)

信砂・笹沼・朱文別沢地区患者輸送バス利用のお知らせ

令和2年1月から福祉バスの利用が予約制になります。利用日の前日(月曜日)利用の場合は前週の金曜日【最終営業日】午後4時までに、役場健康一番館まで「乗車する方の氏名・電話番号・便名・乗降場所」をお知らせください。

また、定期乗車されている方については、乗降の際に運転手へお知らせ頂いても構いません。予約がない場合は運休しますので、あらかじめご了承ください。

園役場福祉厚生課・民生係

(電話 53-3111)

担当：山岸

## 新着本案内

飛族

村田 喜代子 著

【第55回谷崎潤一郎賞】

かつて漁業で栄えた島に92歳と88歳の海女が二人だけで暮らしている。体が衰えていく二人ではあるが頑として島を離れない。厳しい自然とシンプルに生きる姿を描く。



たぬきの花よめ道中

最上 一平 著  
町田 尚子 絵

【第24回日本絵本賞】

山に住むたぬきのお姉さんが、都会のたぬきへお嫁入り。妹たぬきは、とっても不安。初めて見るものばかりの都会の中、人間に化けたたぬきたちの珍道中が始まります。



## 増毛オロロン出張無料 相談会のご案内

弁護士による出張無料相談会が増毛町文化センターにて開催されます。

相続・遺産分割、離婚、不動産や賃貸借の悩み事、交通事故、企業の悩み事、成年後見、借金、過払金など、あらゆるご相談に弁護士がお答えします。ご相談に乗るのはオロロンひまわり基金法律事務所の河本晃輔弁護士です。

無料で弁護士に相談できる貴重な機会ですので、ぜひご利用ください。相談時間は1枠30分で、事前予約が必要です。

■日時  
令和2年1月16日(木)  
13時30分～16時30分(1枠30分)

■場所  
増毛町文化センター

■予約・問合せ先  
オロロンひまわり基金法律事務所(0164-15614312)までご連絡ください。(予約期間…1月15日(水)16時30分ま

で)

## 除雪機を貸し出します

除雪を行うことが困難な世帯への支援除雪や、地域の安全確保等のためのボランティア除雪などに、除雪機及び除雪機を運搬する軽トラックを貸し出します。

■対象  
支援除雪又はボランティア除雪を行う自治会、団体、グループ等

■貸出期間  
平日の午前9時から午後5時まで  
土・日・祝日は、金曜日(休日の前日)から次の平日まで  
年末年始は貸し出しを行いません

■申込み・注意事項等  
★事前に社会福祉協議会に連絡して使用状況等を確認してください。

★除雪機、軽トラックを貸し出しする際に申請書を提出していただきます。  
★除雪機の運搬は利用者が行ってください。

★燃料代は利用者負担となります。

★その他、不明な点は社会福祉協議会にお尋ねください。

★貸し出し機種「ヤマハYT-11390EXR」  
(全高1.36m、全長1.70m、全幅0.93m、エンジン374CC 13PS)  
増毛町社会福祉協議会  
(電話 53-3600)

## パソコン・スマホから 確定申告

平成31年1月から、個人納税者の方のe-Tax利用をより便利にするため、次の2つの方式が利用できるようになりました。

### ■利用方式

①マイナンバーカード方式  
マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxの利用を開始し、申告書等のデータが送信できます。(マイナンバーカード対応のICカードリーダー又はスマートフォンが必要)

②ID・パスワード方式  
マイナンバーカード及びICカードリーダーをお持ちでない方については、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて税務署長が通知した「ID・パスワード方式」の届出完了通知に記載されたe-Tax用のID・パスワードのみで、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」からe-Taxによる送信ができます。(ご本人が顔写真付の本人確認書類を持参のうえ、税務署へお越しください)

### ■その他

令和2年1月から、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、「スマホ専用画面」をご利用いただける方の範囲が広がります。

■留萌税務署・総務課  
(電話 0164-4411009)

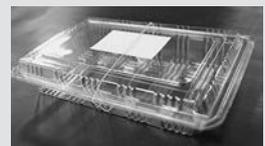
## 食品ロスを減らしましょう！

まだ食べられるのに捨てられている食べ物のことを「食品ロス」と言います。日本では、年間で約600万トンもの“まだ食べられる食品”が廃棄されています。国民一人あたりに換算すると、毎日お茶碗約一杯分のご飯の量を捨てていることになります。とてももったいなく、生ごみ処理施設の負担も相当なものです。

町では、食品ロスを減らし、生ごみの減量化を図るため、お持ち帰り用のプラのパックを町内の飲食店等の事業者者に配布いたします。

町内飲食店の事業者でこの取り組みにご賛同いただける方は、下記までご連絡願います。

【問合せ先】役場町民課町民環境係(電話53-1112)



# 年末年始休業のお知らせ

■ 休業日 ■ 時間帯注意

	12 月						1 月							
	26 (木)	27 (金)	28 (土)	29 (日)	30 (月)	31 (火)	1 (水)	2 (木)	3 (金)	4 (土)	5 (日)	6 (月)	7 (火)	8 (水)
留萌振興局などの道の機関														
役場、健康一番館 ※1														
教育委員会														
文化センター（貸館業務）														
証明書自動交付機 ※2					17時									
市街診療所 ※3														
元陣屋														
町立体育館														
屋内グラウンド														
暑寒別岳スキー場 ※4						15時 ※4								
ごみの収集														
し尿くみ取り ※5														
ましけ葬苑														

- ※1 死亡や出生、婚姻届などは、役場で日直者が受け付けます（8時45分～17時15分）。
- ※2 証明書自動交付機の使用は、12月30日（月）は17時00分までです。
- ※3 急病により休診日に診療を希望される方は、事前に市街診療所（電話53-1811）へ連絡していただき症状などをお知らせ願います。
- ※4 暑寒別岳スキー場の営業は、12月31日（火）は15時00分に営業終了。1月1日（水）は10時00分から営業を開始します。
- ※5 年内のくみ取りの申込は、12月26日（木）17時00分までに（株）増毛清掃（電話53-2574）へ連絡してください。  
新年のくみ取りの申込は、1月3日（金）から受付を開始します。なお、1月、2月中の土曜日・日曜日・祝日は休みになります。

## 年末年始のごみ出しにご注意！



～年末年始の時期にごみを集中して出さないようにご協力をお願いします～

年末年始のごみの収集日程については下記のとおりとなりますのでご注意ください。年末年始の時期には、ごみ排出量の増加などのため、すべてのものがステーションに入りきらない可能性があります。資源物を外に置くなどの工夫をお願いします。また、普段よりごみの収集時間が遅くなる場合がありますので、ご了承ください。

### ◇年末年始ごみ収集スケジュール◇

日	月	火	水	木	金	土
12/29	30 生ごみ	31 収集なし	1/1 収集なし	2 収集なし	3 収集なし	4
5	6 生ごみ	7 可燃ごみ	8 ペットボトル プラ製容器	9 生ごみ 資源ごみ2	10 不燃ごみ かん・びん	11

※12/31（火）から1/3（金）までは、各ごみ処理場への直接搬入も休みとなります。

園役場町民課・町民環境係（電話53-1112）

# 人の動き

11月1日～11月30日届出分  
(敬称略)

## 11月末 人口と世帯

人口 4,145 人 (-12)  
男 1,911 人 (-5)  
女 2,234 人 (-7)  
世帯 2,171 世帯 (-14)

( )は前月との増減

### 町税の納期について

## 国民健康保険税(第6期) 1月6日(月)

関 役場税務課・税務係 (電話 53-1114)

### 市街診療所より休診のお知らせ

こども園健診業務のため、下記の日程は  
終日休診とさせていただきます。

ご理解とご協力をお願いいたします。

## 令和元年12月12日(木)

関 増毛町立市街診療所 (電話 53-1811)

【1月号への掲載希望 12月12日(木)まで】  
関 役場町民課・町民環境係(電話 53-1111)

- 社会福祉に(香典の一部から)
  - ・小田 寿美子さん(舎熊)
  - ・社会福祉に
  - ・徳光 定市さん(雄冬)

### ◆増毛町社会福祉協議会へ(現金)

- 香典の一部から
- ・葛西 徳さん 45区自治会へ
- ・石崎 春雄さん(南島中町) 23区自治会へ
- ・松本 美樹雄さん(暑寒沢) 30区自治会へ
- ・米田 喜久男さん(稲葉町) 21区自治会へ
- ・近江 敬美さん(留萌市) 45区自治会へ

### ◆各自治会等へ(現金)

■ご厚志ありがとうございます■

## ハイヤー運行に係るお知らせをします！

本年11月から小鳩交通(株)留萌営業所が増毛町内でハイヤー運行をしています。

原則、午前8時から町内に1台待機していますが、混雑した場合や夜間などは留萌から配車されるため到着までに時間がかかることがありますので、ハイヤーご利用の際は、事前にご予約(23時30分まで)されることをお勧めします。天候や道路状況によっては、運行が中止される場合があります。

なお、年末年始(12/31～1/3予定)については、ハイヤー運行はお休みとなります。

運行状況・予約・お問合せなど、詳しくは下記へご連絡をお願いします。

- 小鳩交通(株)留萌営業所 電話:0164-42-2233  
0120-328-818(通話料無料)



# 健康・暮らし・環境カレンダー

12/5 木	●広報ましけ12月号発行	16 月	●乳幼児相談 9:30~11:30 健康一番館
	生		生 木
6 金	不燃 か・び	17 火	可燃
7 土		18 水	ペット プラ
8 日		19 木	生 金属・危険
9 月	生	20 金	☆粗大ゴミ申込受付最終日 不燃 か・び
10 火	可燃 資源1	21 土	
11 水	ペット プラ	22 日	
12 木	●市街診療所休診日	23 月	生 粗大
	生 資源2	24 火	●定例行政相談所開設 10:00~12:00 文化センター
13 金	不燃 か・び		可燃 資源1
14 土	●暑寒別岳スキー場オープン 10:00~	25 水	●広報ましけ1月号発行 ●町民健康相談 9:00~11:30 健康一番館 ●日本脳炎予防接種 15:30~16:00 市街診療所
			ペット プラ
15 日	●元陣屋まつり 14:00~ 元陣屋	26 木	生 資源2

## 家庭ごみの収集日について

マ ー ク の 見 方	生	生ごみ	可燃	可燃系埋立ごみ	不燃	不燃系埋立ごみ	プラ	プラ製容器	ペット	ペットボトル
	か・び	かん、びん	木	木くず	金属・危険	金属類、危険ごみ	粗大	粗大ごみ		
	資源1	紙製容器、雑がみ、白色トレイ、発泡スチロール	資源2	新聞・チラシ類、雑誌、ダンボール、紙パック						

## 粗大ごみの収集について(毎月第4月曜日) 留萌南部衛生組合(電話43-2555・43-2588)

① 1回の収集につき5点までしか出すことができません。粗大ごみ収集の申込は9:00~17:00(受付最終日は15:00)までに、留萌南部衛生組合(電話43-2555・43-2588)に電話申込してください。その際にステーション番号を忘れずに伝えてください。

※「ごみ分別ハンドブック」では、申込は2日前の15:00までとなっていますが、増毛町の場合は、3日前(休日の場合、その前日)の15:00までとなります。

② ごみ袋販売店にて粗大ごみ処理券を購入し、当該粗大ごみに貼り付け、収集日の9:00までにごみステーション横又は自宅前に出してください。